

資 料 編



1. 計画策定の経緯

(1) 検討体制

本計画策定のため、(仮称)世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画検討委員会を設置した。また、検討委員会の調査検討の補佐をするため、庁内にワーキンググループ(作業部会)を設置した。

(仮称)世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画検討委員会名簿

| 所 属 | 氏 名 | | 備 考 | |
|-------------------------|-------------------------------|--------|--------|------|
| | 第1～3回 | 第4～6回 | | |
| 委 員 | 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会理事長 | 小林 成基 | | |
| | 国土舘大学理工学部 理工学科教授 | 寺内 義典 | | 委員長 |
| | 国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課長 | 上田 誠 | 齋島 洋伸 | 副委員長 |
| | 東京都建設局第二建設事務所 管理課長 | 吉野 茂 | 村上 修史 | |
| | 警視庁世田谷警察署交通課長 | 池尻 雅彦 | 倉持 敏子 | |
| | 警視庁北沢警察署交通課長 | 小原 宗一 | 石塚 輝雄 | |
| | 警視庁玉川警察署交通課長 | 数井 謙二 | 佐藤 任一 | |
| | 警視庁成城警察署交通課長 | 佐滝 信子 | 原中 慎也 | |
| | 世田谷区玉川総合支所長 | 堀川 雄人 | | |
| | 世田谷区道路整備部長 | 吉田 博 | 青山 雅夫 | |
| | 世田谷区交通政策担当部長 | 五十嵐 慎一 | | |
| | 世田谷区土木事業担当部長 | 青山 雅夫 | 小山 英俊 | |
| 警視庁交通部交通規制課 都市交通管理室長 | 椎名 康雄 | | オブザーバー | |
| 事 務 局 | 土木事業担当部土木計画課長 | 関根 義和 | | |
| | 土木事業担当部土木計画課土木計画担当係長 | 都筑 秀文 | | |
| | 土木事業担当部土木計画課土木計画担当 | 宮本 英太郎 | | |
| | 土木事業担当部土木計画課土木計画担当 | 小沢 友里 | | |
| | 土木事業担当部土木計画課土木計画担当 | 藤田 裕 | | |

(仮称) 世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画ワーキンググループ構成

| | |
|--------------------|----------------------------|
| 座長 | 土木事業担当部長 |
| 副座長 | 土木事業担当部土木計画課長 |
| 委員 | 世田谷総合支所街づくり課街づくり担当係長 |
| | 北沢総合支所街づくり課街づくり担当係長 |
| | 玉川総合支所街づくり課長 |
| | 玉川総合支所街づくり課街づくり担当係長 |
| | 砧総合支所街づくり課街づくり担当係長 |
| | 烏山総合支所街づくり課街づくり担当係長 |
| | 政策経営部政策企画課長 |
| | 政策経営部政策企画課政策企画担当係長 |
| | 環境総合対策室環境計画課環境計画担当係長 |
| | 産業政策部商業課産業政策担当係長 |
| | 道路整備部道路・外環調整課長 |
| | 道路整備部道路・外環調整課道路計画担当係長 |
| | 交通政策担当部交通安全自転車課長 |
| | 交通政策担当部交通安全自転車課交通安全自転車担当係長 |
| | みどりとみず政策担当部公園緑地課長 |
| | みどりとみず政策担当部公園緑地課長施設管理担当係長 |
| | スポーツ振興担当部スポーツ振興課スポーツ振興担当係長 |
| 土木事業担当部工事第一課長 | |
| 土木事業担当部工事第一課工務担当係長 | |
| 土木事業担当部工事第二課長 | |
| 土木事業担当部工事第二課工務担当係長 | |

(2) 検討経緯

| | | | |
|-------|--------|-----------|----------------------------|
| 平成25年 | 7月30日 | 第1回検討委員会 | 基本方針・計画目標について |
| | 11月11日 | 第2回検討委員会 | 自転車ネットワーク路線の選定について |
| 平成26年 | 2月27日 | 第3回検討委員会 | 自転車ネットワーク路線の選定について |
| | 7月22日 | 第4回検討委員会 | 自転車ネットワーク路線の選定・整備形態の選定について |
| | 10月2日 | 第5回検討委員会 | 計画(素案)について |
| | 11月15日 | 区民意見募集の実施 | |
| | ~12月5日 | | |
| 平成27年 | 1月(予定) | 第6回検討委員会 | 計画(案)について |

2. 用語解説

| 用 語 (掲載ページ) | | 解 説 |
|----------------|-----------------------------------|---|
| か 行 | 概成区間 (P.9 ほか) | 都市計画道路または主要生活道路のうち、計画幅員までは完成していないが、自動車交通の処理が可能な車線数を有する、または、暫定的な整備がされているなど、概ねの機能は満足している区間。 |
| | 幹線道路 (P.4 ほか) | 主に長距離の移動に使われることを目的とし、大量の自動車交通を処理する役割を担う幅員 22m以上の道路。(例：環七通り、環八通り、国道 246 号) |
| さ 行 | 自転車通行空間 (P.1 ほか) | 自転車が通行するための道路、または道路の部分。 |
| | 自転車ナビマーク (P.33 ほか) | 警視庁が導入した、自転車の通行すべき部分と進行すべき方向を示した路面表示。 |
| | 自転車ネットワーク計画 (P.1) | 安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態などを示した計画。 |
| | 自転車ネットワーク路線 (P.9 ほか) | 自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された路線。 |
| | 車道 (P.8 ほか) | 道路交通法第 2 条第 1 項第 3 号に規定される、車両の通行の用に供するため縁石線もしくは柵その他これに類する工作物または道路標示によって区画された道路の部分をいう。なお、道路構造令上での定義もあるが、本書では道路交通法の定義による。 |
| | 主要生活道路 (P.9 ほか) | 幹線道路・地区幹線道路に囲まれたエリアの交通を処理する役割を担う幅員 10～13mの道路。(例：赤堤通り、城山通り、梅丘通り) |
| | せたがや道づくりプラン (P.9 ほか) | 平成 26 年 3 月に策定した、世田谷区の道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針。 |
| | せたがや道づくりプラン 優先整備路線 (P.9 ほか) | 「せたがや道づくりプラン」に定める、平成 26 年度から平成 35 年度までの期間に事業化を目指す路線。 |
| た 行 | 第三次事業化計画優先整備路線 (P.9 ほか) | 平成 16 年 3 月に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画に定める、平成 16 年度から平成 27 年度までに優先的に整備すべき路線。 |
| | 地区幹線道路 (P.4 ほか) | 主に中距離の移動に使われることを目的とし、地域のバス交通や隣接する区や市を結ぶ役割を担う幅員 15 m以上の道路。(例：世田谷通り、駒沢通り) |